

見積合わせ要領

那覇地方裁判所

支出負担行為担当官

那覇地方裁判所長 佐 藤 哲 治

1 一般事項

本見積合わせ要領（以下「本要領」という。）は、那覇地方裁判所（以下「当庁」という。）が令和5年3月13日に公示公告をした『一般廃棄物収集運搬（本庁）』（以下「契約」という。）に係る見積合わせに際して、見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものである。

本要領の交付を受けた者は、当庁から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の見積書提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはならない。

見積合わせに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、当庁の定める調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければならない。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。
- (2) 請書（案）及び仕様書の交付を受けた者であること。

3 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 公示公告のとおり
- (2) 業務内容等 見積書提出場所において別途交付する請書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 見積書提出期限及び提出場所

ア 見積書提出期限

令和5年3月23日（木）午後5時まで（持参、郵送、電子メール及びファクシミリにより提出する。なお、電子メールによる場合は、事前に電話連絡する。）

イ 見積書提出場所

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所事務局会計課用度係（担当：山城、吉田）

電 話 098-918-3311

FAX 098-855-7946

4 見積書作成等

(1) 見積書の作成

見積書には、日付、件名、事業者・代表者名を記載する。

宛名は、「那覇地方裁判所」とする。

見積書の様式は任意とし、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税相当の金額も記載する。消費税課税業者が消費税及び地方消費税相当の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税相当額が含まれているものとして扱う。

(2) 提出期限の徒過

提出期限後は、遅延の原因が天災や配達業者の責によるものとしても、見積書の提出は認めない。

5 提出書類への押印

見積書、請書、請求書等事業者が当庁に提出する書類につき、代表者の押印を省略することができる。

ただし、押印を省略する場合には、「責任者の氏名及び連絡先」並びに「事務担当者の氏名及び連絡先」を提出書類に記載するか、もしくは電子メール等により別途連絡する。

6 契約の相手方について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、見積書記載金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、裁判所の定めた予定価格以内で、最低価格を提示したものを契約の相手方とする。
- (2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を定める。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引く。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者にのみ通知する。

7 照会

- (1) 本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付ける。
なお、照会は書面とし、電子メール又はファクシミリで提出する。
 - ア 受付窓口
上記3の(3)、イと同じ（電子メールによる場合は、事前に電話連絡する。）
 - イ 受付時間
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - ウ 照会期限
令和5年3月15日（水）午後5時
- (2) 回答
令和5年3月17日（金）午後5時までに、適宜の方法で本要領受領者全員に行う。

8 結果の公表

契約の相手方へのみ通知する。なお、見積書の提出事業者から窓口に問い合わせがあった場合は、契約金額のみ回答する。

- (1) 窓口
上記3の(3)、イと同じ（電子メールによる場合は、事前に電話連絡する。）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とする。

請 書 (案)

1 件名

一般廃棄物収集運搬業務（本庁）

2 契約日

令和5年 月 日

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 業務内容等

別紙1仕様書のとおり

5 契約金額

金***, ***円（うち消費税及び地方消費税額金**, ***円）

6 収集日

(1) 燃やすごみ ○、○曜日

(2) 資源化物 ○、○曜日

7 検査

(1) 受注者は、業務が完了したときは、書面により、その旨を別紙1仕様書3の収集場所の裁判所に通知する。なお、業務完了の通知の書面については、別紙1仕様書6に定める報告書によることとする。

(2) 発注者は、(1)の通知を受理した日から起算して10日以内に検査を行う。

受注者は、発注者から検査に合格しなかった旨の通知を受けた場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、発注者の再度の検査を受ける。この場合における発注者の検査完了の時期は、再度の業務が完了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

8 支払

受注者は、7の(2)の検査に合格した旨の通知を受けた場合には、速やかに適法な請求書を発注者に提出する。発注者は、前記請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

なお、請求内訳は、別紙2請求内訳書のとおりとする。

9 その他

本請書に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

以上の条項によりお請けします。

令和 年 月 日

受注者 沖縄県〇〇市〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○ ○ ○ ○

発注者 那覇地方裁判所支出負担行為担当官 殿

(別紙1)

仕 様 書 (案)

1 件名

一般廃棄物収集運搬業務（本庁）

2 年間予定数量及び収集運搬回数

(1) 年間予定数量

ア 燃やすごみ、缶、びん、ペットボトル

約 8, 3 4 3 k g

イ 草・木

約 1 2 0 k g

(2) 収集運搬回数

ア 原則週 2 回とする。

ただし、裁判所が休日等で閉庁により収集できない場合及び天災等で収集することが困難な場合を除く。

イ 月 1 回程度

3 収集場所

那覇地方裁判所 敷地内ゴミ集積場

所在地 那覇市樋川一丁目 1 4 番 1 号

4 必要な許可

上記 3 記載の場所を管轄する那覇市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項記載の許可を受けていること。また、受注者は、本契約に際し、発注者に前記許可証の写しを提出すること。

5 業務内容

上記 3 記載の収集場所に集積された一般廃棄物を収集し、那覇市の指定する一般廃棄物処分場へ運搬する。

なお、一般廃棄物の収集にあたっては、発注者の排出実績を袋単位で記録し、発注者から排出実績を求められた場合には、種類別（燃やすごみ、缶、びん、ペットボトル等）、月ごとの排出実績を書面で報告する。

6 受注者は、収集場所の裁判所に対し、適宜の書面により業務完了の報告書を提出する。

7 その他

(別紙1)

- (1) 受注者は、一般廃棄物収集運搬業務について、この仕様書の定めるところにより、必要な措置を講じて事故防止に努め、関係法令に則り、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 本業務に必要な経費、機材、消耗品等はすべて受注者の負担とする。

(別紙2)

請求内訳書

支払回数	対象月	月額 (税込)
1	令和5年4月分～6月分	＊＊，＊＊＊円
2	令和5年7月分～9月分	＊＊，＊＊＊円
3	令和5年10月分～12月分	＊＊，＊＊＊円
4	令和6年1月分～3月分	＊＊，＊＊＊円
	合計 (税込)	＊＊＊，＊＊＊円